

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第44回）議事録

1 日時 平成30年9月19日（水） 14時00分～14時50分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、泉本 小夜子、岡田 羊祐、熊谷 亮丸、
知野 恵子（以上5名）

専門委員（敬称略）

一井 信吾、河村 真紀子（以上2名）

（2）総務省

（総合通信基盤局）

谷脇 康彦（局長）、秋本 芳徳（電気通信事業部長）、
竹村 晃一（総務課長）、山碓 良志（事業政策課長）、
大内 康次（事業政策課調査官）、
佐伯 宜昭（事業政策課市場評価企画官）、
石谷 寧希（事業政策課統括補佐）、大村 真一（料金サービス課長）、
大塚 康裕（料金サービス課企画官）、山路 栄作（データ通信課長）、
五十嵐 大和（データ通信課調査官）、
藤田 和重（電気通信技術システム課長）、安東 高德（番号企画室長）、
梅村 研（消費者行政第一課長）

（3）事務局

後潟 浩一郎（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議題

(1) 答申事項

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」について

【平成 30 年 4 月 10 日付け諮問第 1228 号】

(2) 諮問事項

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」について

【平成 30 年 8 月 23 日付け諮問第 25 号】

(3) 議決事項

「電気通信事業政策部会決定の廃止制定」について

(4) 報告事項

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証の検討体制（案）」について

開 会

○山内部会長　それでは、ただいまから、第44回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

まず、定足数についてでございますが、本日は委員8名中5名が出席しておりますので、定足数を満たしております。

答申事項

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」について

【平成30年4月10日付け諮問第1228号】

○山内部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申事項1件、諮問事項1件、議決事項1件、報告事項1件となっております。また、案件の説明のために、電気通信番号政策委員会から一井主査代理、河村専門委員にご出席いただいております。

それでは、まず初めに、諮問第1228号「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」についてでございます。本件は、電気通信番号政策委員会において調査・検討を行ってりましたが、本日は同委員会の主査である相田委員がご欠席ということでございますので、同委員会の主査代理である一井専門委員よりご説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○一井専門委員　一井でございます。電気通信番号政策委員会の主査代理として、「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」について、検討結果をご報告いたします。

本件は、固定電話番号の信頼性を保ち、安心して利用できる環境を維持していくために、固定電話番号を利用する転送電話サービスの適切な形態、提供の在り方などについて検討を行ってきたものです。7月18日水曜日に開催された本部会において答申案として取りまとめられ、7月19日木曜日から8月22日水曜日までの間、意見募集が行われ、29件のご意見、うち提出者は法人等19件、個人10件でございますが、こういったご意見が寄せられました。

寄せられたご意見に対する考え方等については、9月10日月曜日に電気通信番号政策委員会を開催し、検討を行いました。検討の結果、お手元にお配りしてございます答申（案）への意見及びこれに対する考え方（案）を取りまとめるとともに、答申案については原案のとおりとすることといたしました。

詳細については総務省よりご説明をいただきますので、引き続きよろしくお願いたします。

○安東番号企画室長　それでは、引き続きまして、詳細について総務省よりご説明させていただきます。資料44-1-3をお開きいただきますでしょうか。横組みのパワーポイント資料でございます。

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申（案）への意見及びこれに対する考え方（案）の概要でございます。主なご意見、考え方を概要として抜粋している資料でございますので、こちらを用いましてご説明させていただきます。

1ページおめぐりください。1ページ目、意見募集の結果概要でございます。表の見方としましては、左側に意見の概要、右側に考え方の案を整理しているものでございます。各意見につきまして、答申案の章ごとに整理・分類し、ご説明してまいります。

まず、第1章 検討に当たっての基本的考え方についてでございます。意見の概要につきまして、まず、本答申（案）の考え方に賛成というご意見がございます。また、その下の段の、転送電話サービスが特殊詐欺の犯罪ツールとして利用されないような根本的な対策を導入すべきというご意見がございました。

これに対する考え方（案）につきましては、右の欄でございますが、本答申（案）は、転送電話サービスについて、番号識別性、社会的信頼性、適正な使用を確保することを主な目的として検討を行っております。また、今般の電気通信事業法の改正も踏まえ、番号の使用条件の遵守等とともに定期報告を求めることとしており、電気通信事業者の番号の使用状況等の把握を可能とすることとしております。なお、ご指摘の特殊詐欺の防止につきましては、総務省において、警察庁、電気通信事業者等と連携しながら、有効な対策に向けた検討を進めているところでございます。

続きまして、2ページ目をごらんください。第3章 固定電話番号に係る地理的識別性及び社会的信頼性の確保の在り方についてでございます。答申（案）では、この地理的識別性、社会的信頼性の確保のために転送電話サービスに関しまして実在確認、本人確認の徹底、また、契約者の拠点に固定回線等の設備が設置されていることなどを使用

条件とすることが提言されているところでございます。

意見の概要でございますが、まず、1つ目、本答申（案）の考え方に賛成という関係者が数名ございました。これにつきましては賛成のご意見として承りますとしております。

続きまして、2つ目の意見の概要でございます。契約者の拠点に、固定端末設備及び固定端末系伝送路設備の設置を求めることは、既存のサービスに影響を与えるのではないかと。実在確認及び本人確認を徹底することで十分ではないかというご意見でございます。類似のご意見がその下に続いてございます。

これに対する考え方の案といたしましては、右の欄でございますが、転送電話サービスについては、一定のニーズが存在し、働き方改革にも寄与し、利用者利便に資するものです。しかしながら、番号区画内に転送契約者の拠点や固定回線等がない状態で固定電話番号を使用する転送電話サービスについては、固定電話が長年積み重ねてきた識別性・信頼性等に対するフリーライドであり、中長期的には識別性・信頼性が損なわれることが懸念されております。

このため、本答申（案）におきましては、実在確認等とともに転送契約者の拠点に固定端末設備及び固定端末系伝送路設備が設置されていること等を使用条件として課すことが必要としたものです。

今後の制度整備に当たりましては、こうした方向性にに基づき、今回のパブコメでさまざまなコメントをいただいていることでもありますので、サービス提供状況の詳細も踏まえ、番号使用条件の具体化を図ることが適当としております。

続きまして、3ページ目をごらんください。第4章 固定電話番号に係る通話品質の識別性の確保の在り方についてでございます。答申（案）では、転送区間においては現行の固定電話、携帯電話、050IP電話と同等水準の品質を確保すること、また、これを満たせない場合は、その旨を一般利用者が認知できる措置、例えば音声ガイダンスなどの措置を講じること等を使用条件とすることが提言されているところでございます。

意見の概要でございます。1つ目の意見ですが、インターネット回線を利用した通話アプリも多くの方が問題なく利用しており、通話品質が悪ければそのサービスは自然淘汰されるため、通話品質を要件とする意味があるのかというご意見、また、このような要件を課すことによって高コスト要因となり、かえって一般消費者に不利益を与えるのではないかとご意見などがございました。

これに対する考え方でございます。固定電話番号、03、06のような0AB～J番号でございますが、通話品質等の識別性の確保を通じて社会的信頼性を得て、国民生活に広く浸透してきております。とりわけ番号指定事業者が提供する固定電話サービスの通話品質につきましては、法におきまして一定の基準が定められ、これを維持する義務が課せられているところでございます。これにより、働き方改革にも寄与する転送電話サービス、利用者利便の向上ということも考えられます。

一方、転送電話サービスのうちインターネットを経由するものにつきましては、その転送区間の通話品質が常に保証されているわけではなく、品質が低水準になる場合があります。こうした場合に、一般利用者の立場からは、高水準の通話品質を期待して固定電話番号に電話をかけ、通話料金を負担しているにもかかわらず、低水準の通話品質しか確保されないなど、不利益が生じるケースが想定されます。また、審議会で行いました利用者アンケートにおきましても、全体の59%がこのような状況に対して何らかの懸念を示している状況でございます。

本答申（案）はこうした点を踏まえ、一般利用者保護の観点から、通話品質に係る一定の要件を設けることとしたものとしております。

続きまして、4ページ目をごらんください。通話品質の識別性の確保の続きでございます。まず、意見の概要の上の2つでございますが、転送先事業者がさらに転送を実施している、転送された電話がさらに転送されているという場合に、最初の転送元事業者は、転送先事業者が転送区間で一定の品質を満たすかどうかを識別できない。このため、識別性確保の措置は品質を満たせない事業者側で講じるべきというご意見でございます。2つ目のご意見も、利用者設備の関係でございますが、同じ意見でございます。

これに対する考え方につきましては、先ほどの考え方4-1と前半は同じでございますが、一般利用者の立場からは、固定電話番号に電話をかけて通話料金を負担しているにもかかわらず、低水準の通話品質しか確保されないケース等の不利益が想定される。そのため、本答申（案）においては、通話品質がインターネットの水準まで低下する場合に、それを識別することを可能とするための対応が必要としたものでございます。

総務省におきましては、今後の制度整備に当たり、こうした方向性に基づき、サービス提供の状況、また、先ほどのご指摘のような転送元・転送先事業者がそれぞれ相手の区間の品質確保を識別できないという点から見まして、技術規格の詳細なども踏まえながら番号使用条件の具体化を図ることが適切としております。

続きまして、意見の概要の3つ目の枠以降でございますが、音声ガイダンス、通話品質を確保できない場合に識別をする例として音声ガイダンスが上げられておりますが、これについてでございます。音声ガイダンスは、利用者が電話のかけ間違いと誤認したり、通話開始までの時間が長くなったりと利用者にとって不利益が生じる可能性があり、音声ガイダンス以外の措置についても検討を希望する。2つ目のご意見で、日本語のガイダンスを想定しておりますが、外国人等に識別性がなかったりするという点でのデメリットということについての指摘がございます。

これに対する考え方でございますが、一般利用者の立場からは、先ほどから品質に関して繰り返し述べさせていただいておりますけれども、高水準の通話品質を期待して固定電話番号に電話をかけ、通話料金を負担しているにもかかわらず、低水準の通話品質しか確保されないなど、不利益が生じるケースが想定される。審議会でいたしました利用者アンケートでは、インターネットに転送している旨の通知の仕方として、音声ガイダンスは通知してほしいと回答した人が全体の61%でありました。本答申（案）はこうした点を踏まえて検討したものです。

なお、今後の事業者間の検討において、より有効かつ合理的な方策が検討されることも想定しております。例えば、答申（案）におきましては、画面表示のような例も紹介されております。総務省におきましては、今後の制度整備に当たり、こうした検討状況も踏まえ、番号使用条件の具体化を図ることが適当としております。

続きまして、最後の5ページ目でございます。番号指定事業者、国から番号を直接受ける事業者から番号の卸提供を受けて転送サービスなどを提供する、番号非指定事業者の転送電話サービスの提供の在り方についてでございます。

意見でございますが、卸サービスの影響について、今回、答申（案）で整理をさせていただいておりますが、再販という形でユーザーに提供している場合には、再販提供先での自家利用用途か卸提供用途かの判別がつかないということでございます。

また、卸先で追加的な独自サービスを実施している場合の内容把握などが困難であり、番号利用状況の把握に当たっては、卸先事業者を含む全ての事業者において効率的な報告となるようにしてほしいというご意見でございます。

答申（案）におきましては、平成30年事業法改正を契機としまして、転送電話の提供に用いられる番号の適正な使用を確保するために、番号非指定事業者が番号を用いて転送電話を提供する場合のルールの整備が必要とされております。また、番号指定事業

者による番号の卸提供の状況、番号非指定事業者による卸提供を受けた番号の使用状況等を確認することが必要と提言をされているところでございます。これに対する先ほどのご意見でございました。

この意見に対する考え方といたしましては、右の欄でございますが、現状、番号非指定事業者に対する卸番号の使用についての規律がない。このため、本答申（案）におきましては、今般の事業法の改正を踏まえ、卸先事業者による転送電話サービスの提供状況を把握することが必要としたものです。総務省においては、今後の制度整備に当たり、この方向性に基づき、サービス提供状況や、今回ご意見がありました卸契約などの実態も踏まえながら、効率的な定期報告方法について具体化を図ることが適当としているものでございます。

最後に、その他でございます。こちらは、利用者の立場からのご意見でございます。今般の答申を受けた制度改正により廃止になる転送電話サービスがある場合には、当該サービスの利用者への影響を軽減するための措置を講じるべきというご意見でございます。既存のサービスで提供を受け、その番号を営業した結果、認知されたと。その番号が今回の制度によってサービスが使えなくなるという場合に影響が利用者にも及ぶという点から、軽減のための措置を講じるべきというご意見が出されたものでございます。

これに対する考え方につきましては、本答申（案）は、これまで述べましたような識別性、信頼性、適正な利用などの観点から、固定電話番号を使用する転送電話サービスの在り方について整理を行い、その方向性を明確にしたものです。総務省においては、答申（案）が示した方向性に基づき、必要となる制度整備を速やかに進めることが適当ですが、その際、既に提供されている転送電話サービスに対しては、答申（案）におきましても記載されておりますとおり、サービス提供状況の詳細も踏まえ、一定の経過措置を設けることが適当です。また、経過措置の対象については、考え方4-3、通話品質に関するご意見でございましたが、これなどを踏まえ、番号指定事業者も含め精査していくことが適当ですとしているところでございます。

以上、ご紹介させていただきました。よろしく申し上げます。

○山内部長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見あるいはご質問がありましたらご発言願いたいと思いますが、いかがでございましょうか。特によろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、答申（案）、資料4-4-1-5のとおり答申したい

と思いますが、いかがでございましょう。

(「異議なし」の声あり)

○山内部会長　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申をすることといたします。

それでは、ただいまの答申に関しまして、総務省から今後の行政上の対応についてご説明を伺えるということでございますので、よろしく願いいたします。

○谷脇総合通信基盤局長　総合通信基盤局長の谷脇でございます。山内部会長はじめ部会及び委員会の委員の皆様におかれましては、本件「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」につきまして、本年4月の諮問以降、精力的にご議論いただきまして、本日、答申を取りまとめていただきましたこと、心よりお礼を申し上げたいと思います。

本日の答申を受けまして、総務省といたしましても、固定電話番号の識別性、社会的信頼性、それから、適正な使用などを確保していくため、関係省令の整備などの所要の措置を速やかに進めるとともに、関係事業者の取り組みを促進してまいりたいと考えております。

部会長はじめ委員の皆様方におかれましては、引き続きご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございます。

○山内部会長　どうもありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきます。

諮問事項

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」について

【平成30年8月月23日付け諮問第25号】

○山内部会長　次に、諮問事項について審議をいたします。諮問第25号「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」について審議いたします。本件は、8月23日に総務大臣より情報通信審議会に諮問され、同日付で議事規則第11条第9項の規定によりまして当部会に付託されたものであります。

それでは、これは総務省側からご説明をお願いしたいと思います。よろしく願い

たします。

○山碕事業政策課長 「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」についてご説明いたします。資料4-4-2-2をお開きください。

1 ページ目でございます。諮問の概要です。平成27年の電気通信事業法等の一部を改正する法律におきまして、法律の施行から3年後にその施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとされておりまして、その期限が来年5月に到来いたします。また、情報通信を取り巻く環境が抜本的に変化していく中で、これまでのネットワーク構造やサービスを前提とした電気通信事業分野の競争ルール、基盤整備、消費者保護などの在り方について見直していくことが急務となっております。

こうした状況を踏まえまして、平成27年電気通信事業法改正の3年後見直しのタイミングを捉えまして、これまでの政策について包括的に検証した上、2030年ごろを見据えた新たな電気通信事業分野における競争ルールなどについて幅広く検討を行っていただくため、今、部会長からお話がありましたとおり、8月23日に情報通信審議会に諮問を行いました。

答申を希望する事項ですが、まず、(1)の通信ネットワーク全体に関するビジョンを示していただいた上で、(2)以下の電気通信事業に関する競争ルールや基盤整備、消費者保護などの在り方について、関連する会議体とも有機的に連携しながらご議論いただきたいと思いますと考えております。後ほど具体的にご説明、ご報告をいたします。

スケジュールでございますが、来年の6月を目途に中間答申、12月を目途に最終答申をいただくことを希望しております。

2 ページをお開きください。情報通信を取り巻く環境の変化といたしまして、2020年から2030年にかけて、この資料にありますとおり、5Gの進展、ネットワークIP化や仮想化の進展といった技術革新、プラットフォームサービスの拡大などの市場構造の変化など、情報通信を取り巻く環境は大きく変化をすることが見込まれているところでございます。

3 ページをごらんください。主な検討課題といたしまして、資料の左側のネットワークレイヤーに対応する形で、右側の個々の検討課題を具体的にご説明いたします。

1 点目、通信ネットワーク全体に関するビジョンです。前のページでごらんいただきました技術面、あるいはサービス面の環境変化を見据えて、2030年ごろに実現が見込まれる通信ネットワークの未来像を踏まえ、電気通信事業政策の在り方を包括的に検

討いただくことを予定しています。

2点目、プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方です。プラットフォーム事業者のサービス実態を踏まえ、通信の秘密の保護などの観点から、利用者情報の適切な取り扱いを確保するための方策などについて検討いただくことを予定しています。

3点目、ネットワーク中立性の在り方です。トラフィックの急速な増大などの環境変化を踏まえまして、プラットフォーム事業者を含む関係者間のネットワークに係る費用負担や利用の公平性についてのルール、利用者に対する透明性の確保の在り方などについて検討いただくことを予定しています。

4点目、通信基盤の整備等の在り方です。モバイル化の進展、IP網への完全移行、光化の一層の進展を視野に入れ、通信基盤の整備の在り方やユニバーサルサービスの対象・確保手段などについて検討いただくことを予定しています。

5点目、モバイル市場の競争環境の確保の在り方です。多様なニーズに対応するMVNOの役割増大が見込まれていることなどを踏まえ、MNOによるMVNOへのネットワーク提供条件の同等性・透明性の確保に係る方策等について検討いただくことを予定しています。

6点目、消費者保護ルールの在り方です。サービスの多様化、複雑化を踏まえ、消費者保護ルールの在り方について検討いただくことを予定しています。

最後、4ページをごらんください。参考といたしまして、平成27年電気通信事業法改正の3年後見直しについての条文及び当時の改正事項を記載しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山内部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。特によろしゅうございますか。

それでは、ただいまの説明を了承いたしまして、本件諮問の審議を進めることといたします。

議決事項

「電気通信事業政策部会決定の廃止制定」について

○山内部会長 次の議題に移ります。次に、「電気通信事業政策部会決定の廃止制定」について審議をいたします。

ただいま総務省から説明のあった、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証の審議を進めるに当たりまして、審議すべき事項を分割して調査する新たな委員会をおいてはいかがかというふうに思っております。

委員会の設置につきましては、情報通信審議会議事規則第11条第12項の規定により、部会決定を行う必要があります。本件について、事務局からご説明をお願いいたします。

○後潟管理室長 それでは、事務局よりご説明いたします。資料44-3をごらんください。現在、電気通信事業政策部会におきましては、接続政策委員会、ユニバーサルサービス政策委員会、電気通信番号政策委員会及び電話網移行円滑化委員会の4つの委員会を設置し、調査検討を行っているところでございます。

今般、新たに電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会を設置しまして、2030年ごろを見据えた新たな電気通信事業分野における競争ルール等の在り方に関する調査・検討を行うため、この電気通信事業政策部会決定の廃止制定を行うことをご提案いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山内部会長 ありがとうございます。

説明は以上でございますが、ただいまの提案につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いしますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特にご意見等がございませんようでしたら、ただいまの提案を了承いたしまして、新たに電気通信事業政策部会決定第4号として整理し、第3号を廃止することとしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山内部会長 ありがとうございます。

それでは、以上のように決定することにさせていただきます。

さらに、情報通信審議会議事規則別記に第4条第1項の規定に基づきまして、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会を設置し、調査・検討を行うことといたします。

なお、本委員会に所属する構成員につきましては、同規則別記に第4条第2項に基づ

きまして、私、部会長が定めることとなっております。事務局から構成員名簿をお配りいたしますので、今しばらくお待ちください。

委員の皆さん、よろしゅうございますか。

それでは、構成員につきましてでございますが、配付させていただいた名簿のとおりであります。私が主査を務めさせていただくということでございまして、本日はご欠席でいらっしゃると思いますが、相田委員、森川委員にも委員会にご出席をいただきまして、臨時委員、専門委員の方々とともに精力的に調査・検討を進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

報告事項

「電気通信事業分野における競争ルール等の

包括的検証の検討体制（案）」について

○山内部会長　それから、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証の諮問に関連いたしまして、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会を含めた「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証の検討体制」について、事務局より報告があるということでございますので、この報告をお願いいたします。

○山碕事業政策課長　資料4-4-4をお開きください。本件の検討体制（案）についてご報告いたします。

1ページをごらんください。本件、「包括的検証」に関する検討体制の構造図を示してございます。今回の検証は、先ほどご説明いたしましたとおり、検討事項が多岐にわたり、専門的な審議・検討を要するものが含まれていることから、この図にお示しておりますとおり、万全の検討体制を構築した上で審議を行っていただくことを希望しております。

まず、ただいま決定いただきましたとおり、本電気通信事業政策部会の下に、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会を設置いただきましたが、ここにおきまして、2030年ごろを見据えたネットワーク・トポロジーを踏まえた競争ルール等の在り方を扱うネットワークビジョン及びこのネットワークビジョン

を踏まえたユニバーサルサービス制度等の在り方を扱う基盤整備に関して、この特別委員会で検討を行っていただくことを予定しております。

また、特別委員会とは別に、図の右側でございますが、ネットワーク中立性の在り方に関する研究会、プラットフォームサービスに関する研究会及びモバイル市場の競争環境に関する研究会、この3つの研究会を新設するとともに、左側でございますが、既存のICTサービス安心・安全研究会に消費者保護ルールに関するワーキンググループを設置いたしまして、この4会議体の下でそれぞれが担当するテーマについて検討いただいた上、それぞれの検討結果を特別委員会に集約していただくということを予定しております。

4つの会議体が担当するテーマでございますが、右側のネットワーク中立性の在り方に関する研究会では、ネットワーク利用及びコスト負担の公平性、透明性の確保の在り方など、プラットフォームサービスに関する研究会では、プラットフォーム事業者による利用者情報の適切な取り扱いの確保の在り方など、モバイル市場の競争環境に関する研究会では、MVNOの一層の促進等、競争促進を通じたサービス多様化、料金低廉化の方策など、また、消費者保護ルールに関するワーキンググループでは、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえた消費者保護の在り方などについて、それぞれ検討を行っていただくことを予定しています。

今、ご説明いたしました6つのテーマにつきまして、特別委員会を含む5つの会議体を、準備が整い次第、速やかに立ち上げ、審議を開始していきたいと考えておりますが、それぞれのテーマは密接に関係しておりますので、特に連携と付記しておりますが、モバイルと消費者保護などを含め、各会議体においては相互に連携・協調しながら検討を進めていただくことを予定しています。

2ページ目以降は、それぞれの研究会及びワーキンググループの開催要綱、メンバーの現時点での案を付しております。後ほどご参照いただければと思いますが、部会の構成員の皆様の中では、本日ご欠席でございますが、相田部会長代理にはモバイル市場の競争環境に関する研究会の座長代理、同じく森川委員にはネットワーク中立性の在り方に関する研究会の座長をお務めいただく予定でございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきましてご意見、ご質問がありましたらご発言願いま

すが、いかがでございましょう。

どうぞ、熊谷委員。

○熊谷委員 たしか8月21日に菅官房長官が携帯の料金について北海道での講演で言及されてから、携帯料金の引き下げというのは非常に注目されているわけでございますけれども、今回の諮問については、通信ネットワークの未来像、それを踏まえて、例えば公正な競争だとか、また、消費者の保護ルールを包括的に検証する狙いであると理解しており、モバイルの分野の改革についても、この競争の促進という視点を忘れるべきではないだろうと考えます。

まだ世の中には誤解があるような気がするのですが、総務省は、平成16年に料金の事前規制を原則として撤廃しており、携帯の料金水準に関する規制は持っていないわけです。その意味で、市場の競争を通じてサービスの向上だとか、もしくは料金の低廉化を図ってきたという流れをしっかりと踏まえていく必要があるのではないかと考えます。

これまでの競争政策というのは、どちらかといえば固定市場におけるNTT東西、それから、その他の事業者の競争がメインだったわけですが、今、モバイルがコミュニケーションの中心を占めているので、MNOだけではなくて、独立系のMVNOだとか、また、MNOのサブブランド、IoT向けのサービスなども含めプレイヤーやサービスが非常に多様化していると。その中で、モバイル分野の公正な競争環境というのをどういうふうに構築していくかということが非常に大きな課題になるのではないかと考えます。

以上、申し上げた点を踏まえて、今回、特別委員会が設置されるわけですが、将来の技術の発展だとか、もしくはマーケットの変化というさまざまな要素を考慮に入れた上で、日本のモバイルサービスが本当の意味で胸を張って世界最高水準と言えるような形にしていくように、ぜひとも多角的な視点から検討していただきたいと考えます。

加えて、雑感のようなことを申し上げますが、先週、世界経済フォーラム、これはダボス会議といわれていますが、そのASEANの会合が年に1回、開かれており、ベトナムのハノイでその会合に参加してきました。河野外務大臣とも3日間ご一緒させていただいたのですが、そこで感じたのは、世界的に見て電気通信事業分野というのは今、大変な変革期を迎えているということです。

例えば、昨年カンボジアで開かれた会議では、専らインフラが話題の中心でした。例

えば橋だとかいうインフラのを中心に話し合いが持たれていたのですけれども、今回はIOTだとか、もしくは電気通信だとかいうところに関する議論が非常に集中しているわけで、アジア諸国も人材のレベルは非常に高いし、日本もうかうかしていると本当に抜かれてしまうという状況だと思います。

ですから、今回の審議に当たっても、そういうグローバルな非常に大きな潮流を踏まえた上で、大所高所からしっかりと議論していただきたいと考えています。

以上です。

○山内部会長　ありがとうございます。

私、座長ということでございますので、非常に重要な貴重なご意見というふうに賜りまして、私もそれを念頭において議論を進めたいと思います。

何か事務局からコメント等はございますか。

○山碕事業政策課長　今、熊谷委員からご指摘がありましたとおりでございまして、多角的、またグローバルな視点も含めてしっかり検討いただくように進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山内部会長　どうもありがとうございます。

ほかにご意見は。

どうぞ、知野委員。

○知野委員　競争ルールという名前がついていることもあって、消費にかかわるものというイメージが強く出ていると思うのですが、先般の北海道大地震などで、ICTの時代といながらも電源が落ちてしまうと使えなくなるという非常に重要な問題が改めて浮き彫りになったと思いますので、安心して使うためにもそういう基盤、大きな災害時の対応なども含めて検討項目に入っていけばいいと思いました。これは消費者保護ルールなのか、どこのチームなのかがわからないと今、考えていたのですけれども、災害の多い国でありますから、そういう視点も含めて検討していくことが必要ではないかと思いました。

以上です。

○山内部会長　ありがとうございます。

何かありますか。

○山碕事業政策課長　今ご指摘の災害への対応という意味では、いろいろな会議体の中で関連するとは思いますが、この特別委員会の中で基盤整備について議論いただくこと

になっておりますので、その中で、1つ論点として議論していただくようにしたいと思います。

以上です。

○山内部会長 そのほか、いかがでしょう。特によろしいですか。

○岡田委員 一言。

○山内部会長 どうぞ、岡田委員。

○岡田委員 今回、この特別委員会を設けて2030年という中期というか長期というか、かなり先のネットワークの状態を見据えて、今後の規制の枠組みであるとか競争ルールの在り方について検討されるというのは、大変貴重な検討の試みになるのだろうと期待しています。

ただ、2030年というとまだ十数年というかなり長い期間があるわけで、その間に技術というものがどう変わっていくかを予測することはなかなか難しいのではないかと思います。そういう意味では、あまりフィックスされた規制を施行することは、かえってイノベーション競争を抑止する危険があるのではないかと思います。

料金競争はもちろんすごく重要なのですけれども、イノベーションが非常に盛んなエリアでは、いかに技術に対する投資を促進するかというイノベーション競争の観点も非常に重要ではないかと思います。

そういう意味では、ネットワークの構造、ネットワークビジョンが特別委員会で構想されるということですが、そういうものを柔軟に見ていくことが必要ではないかという印象を持ちました。

以上です。

○山内部会長 ありがとうございます。

泉本委員、何かご意見ありますか。

○泉本委員 ありがとうございます。なかなか自分の専門分野ではありませんのでよくわからないところなのですが、ネットワークの中立性の在り方のところに、ネットワークの利用、コストの負担、公平性や透明性確保とあります。どれだけコストがかかるかということ、それがどのようにしっかり情報開示できるかということもご検討いただくということですので、これからの30年先のネットワークのことを考えると膨大なお金、コストがかかると思いますが、その中で最適な配分と最適な情報開示ということもあわせてご検討いただきたいと思います。

もう一つ、今、すごい危機感が感じられるのはサイバー攻撃だと思います。日本一体となつてあらゆるところでこういうことを考えなければいけないと思います。多分、基盤整備のグループでご検討いただくのだと思いますけれども、どういうところで日本を守るのか、情報を守るのかということもあわせてご検討の中に入れていただければと期待しております。よろしく願いいたします。

○山内部会長　ありがとうございます。

ほかにご発言はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、委員の皆様から貴重なご意見をいただきましたので、先ほど申しましたけれども、私、包括の委員会の座長ということでありますので、皆様のご意見も十分に考えながら進めさせていただこうと思います。どうもありがとうございました。

閉　　会

○山内部会長　それでは、以上で本日の議題は全て終了ということになります。委員の皆様から何か追加的なご発言があれば伺いますが、いかがですか。

よろしければ、事務局から何かご連絡等はございますか。

○後潟管理室長　ございません。

○山内部会長　それでは、次の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局からご連絡を差し上げたいと思います。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。